

学校法人青山学院寄附行為

(1951(昭和26)年2月27日認可)

変更	1952(昭和27)年9月12日認可	1953(昭和28)年9月22日認可	1959(昭和34)年4月3日認可
	1959(昭和34)年5月2日認可	1961(昭和36)年4月6日認可	1965(昭和40)年1月25日認可
	1966(昭和41)年1月25日認可	1969(昭和44)年2月27日認可	1972(昭和47)年4月24日認可
	1976(昭和51)年1月9日認可	1976(昭和51)年7月21日承認	1977(昭和52)年11月15日認可
	1979(昭和54)年3月14日認可	1982(昭和57)年1月16日認可	1982(昭和57)年7月8日認可
	1983(昭和58)年5月26日認可	1986(昭和61)年3月18日認可	1986(昭和61)年7月29日認可
	1986(昭和61)年12月23日認可	1988(昭和63)年12月22日認可	1999(平成11)年10月22日認可
	2000(平成12)年5月24日認可	2000(平成12)年12月21日認可	2001(平成13)年3月9日認可
	2003(平成15)年3月28日承認	2003(平成15)年11月27日認可	2004(平成16)年1月30日承認
	2004(平成16)年3月31日認可	2004(平成16)年11月30日認可	2006(平成18)年3月7日認可
	2006(平成18)年3月24日承認	2006(平成18)年11月28日承認	2008(平成20)年3月27日承認
	2009(平成21)年3月26日承認	2009(平成21)年5月28日承認	2009(平成21)年9月24日承認
	2012(平成24)年3月13日認可	2012(平成24)年3月23日承認	2015(平成27)年3月26日承認
	2016(平成28)年1月20日認可	2017(平成29)年3月23日承認	2018(平成30)年1月24日認可
	2018(平成30)年3月22日承認	2019(平成31)年3月28日承認	2020(令和2)年1月30日承認
	2020(令和2)年3月25日認可	2021(令和3)年1月28日理事会承認	2021(令和3)年2月26日文部科学大臣認可
	2022(令和4)年1月27日理事会承認	2022(令和4)年8月22日文部科学大臣認可	2022(令和4)年10月27日文部科学大臣認可
	2025(令和7)年2月17日文部科学大臣認可		

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、学校法人青山学院と称する。

(目的)

第2条 本法人は、私立学校法(昭和24年12月15日法律第270号)に基づく学校法人として、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)及び学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)に従い、建学の精神に基づく教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第3条 本法人は、前条の目的を達成するため、以下の学校を設置する。

(1) 青山学院大学

イ 大学院

文学研究科

教育人間科学研究科

経済学研究科

法学研究科

経営学研究科

国際政治経済学研究科

総合文化政策学研究科

理工学研究科

社会情報学研究科

国際マネジメント研究科(専門職大学院)

会計プロフェッション研究科(専門職大学院)

ロ 学部

文学部

(英米文学科、フランス文学科、日本文学科、史学科、比較芸術学科)

教育人間科学部

(教育学科、心理学科)

経済学部

(経済学科、現代経済デザイン学科)

法学部

(法学科、ヒューマンライツ学科)

経営学部

(経営学科、マーケティング学科)

国際政治経済学部

(国際政治学科、国際経済学科、国際コミュニケーション学科)

総合文化政策学部

(総合文化政策学科)

理工学部

(物理・数理学科、物理科学科、数理サイエンス学科、化学・生命科学科、電気電子工学科、機械創造工学科、経営システム工学科、情報テクノロジー学科)

社会情報学部

(社会情報学科)

地球社会共生学部

(地球社会共生学科)

コミュニティ人間科学部

(コミュニティ人間科学科)

(2) 青山学院高等部(学校教育法による高等学校)

全日制課程 普通科

(3) 青山学院中等部(学校教育法による中学校)

(4) 青山学院初等部(学校教育法による小学校)

(5) 青山学院幼稚園(学校教育法による幼稚園)

(建学の精神)

第4条 青山学院の教育は、永久にキリスト教の信仰に基づいて、行わなければならない。

2 前項の趣旨は、いかなる場合にも変更することができない。

3 第1項の字句を変更する場合は、理事全員及び評議員全員の同意を要する。

(事務所)

第5条 本法人は、事務所を東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号に置く。

第2章 院長

(院長)

第6条 本法人に、院長1名を置く。

2 院長は、本法人が設置する学校(以下「設置学校」という。)を統轄し、本法人における教育を総理する。

3 院長の選任、任期等については、第89条に規定する学校法人青山学院寄附行為細則(以下「寄附行為細則」という。)による。

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第7条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 17名以上19名以下

(2) 監事 2名以上3名以下

2 理事の中から1名を理事長とする。

3 理事(理事長を除く。)の中から若干名を常務理事とする。この場合において、常務理事は、私立学校法第37条第2項の業務執行理事に相当するものとする。

4 監事の中から常勤する者1名を定め、常任監事とする。この場合において、常任監事は、私立学校法第145条第1項の常勤の監事に相当するものとする。

5 本法人に、20名以上22名以下の評議員を置く。

6 本法人に、会計監査人1名を置く。

(理事選任機関)

第8条 本法人の理事選任機関は、理事会とする。

2 理事選任機関としての理事会の構成員は、全ての理事とする。

3 監事又は評議員会は、理事会に対し、必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事会を招集しなければならない。

第4章 役員

(理事の資格及び構成)

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

2 理事は、第2条に規定する目的及び第4条第1項に規定する建学の精神を堅持する者でなければならない。

- 3 理事の過半数は、原則としてキリスト教信者でなければならない。
- 4 理事は、次条の規定により、前条第1項の理事会において選任する次に規定する者とする。

(1) 次に規定する院長及び設置学校の長から 5名

イ 院長

ロ 設置学校の長から 4名

(2) 次に規定する本法人の職員から 3名

イ 青山学院大学(以下「大学」という。)の副学長から 1名

ロ 本法人の事務組織の長

ハ 青山学院宗教部長である者又は合同メソジスト教会に所属する宣教師である者から 1名

(3) プロテスタント教会の教職にある者から 1名

(4) 有識者から 8名以上10名以下

(理事の選任)

第10条 理事は、理事会の決議により、これを選任する。

2 理事会が理事を選任するときは、理事長は、評議員会を招集し、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

3 理事会は、前項の評議員会の意見を十分に参酌した上で、理事を選任しなければならない。

(理事の任期)

第11条 理事の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事のうち任期の満了前に退任した理事の後任として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

3 理事は、再任されることができる。

(理事の退任及び解任)

第12条 理事は、次のいずれかに該当したときは、退任する。この場合において、第2号の規定に該当するときは、理事会の議決を経るものとする。

(1) 任期を満了したとき。

(2) 辞任したとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 被選任資格を失ったとき。

(5) 第9条第4項第1号及び第2号に規定する理事が本法人の職員の地位を退いたとき。

(6) 第9条第4項第1号及び第2号に規定する理事が同項第1号及び第2号に規定する役職で当該理事に就任した時の役職を退いたとき。

- (7) 第9条第4項第2号ハに規定する理事で合同メソジスト教会に所属する宣教師である者が宣教師でなくなったとき。
- (8) 第9条第4項第3号に規定する理事が当該理事に就任した時のプロテスタント教会の教職を退いたとき。
- 2 理事が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会における理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき。
- 3 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、理事会に対し、当該理事の解任を求めることができる。
- 4 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事会による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第13条 理事は、理事が退任することにより、理事の総数が第7条第1項第1号に規定する定数の下限を下回ることとなったときは、理事を退任した後も、後任の理事が就任するまでは、なお理事としての権利義務を有する。

- 2 理事の総数が第7条第1項第1号に規定する定数の下限を下回ることとなったときは、速やかに補充するものとする。
- 3 理事のうち、前項の定数の下限の5分の1を超える者が欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

(理事長、常務理事の選定)

第14条 理事長は、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決により、これを選定する。この場合において、前段の理事会は、理事総数の3分の2以上の出席を必要とする。

- 2 常務理事は、理事会の議決を経て、理事長が選定する。

(理事長、常務理事の任期)

第15条 理事長及び常務理事の任期は、理事の任期とする。

- 2 理事長及び常務理事は、再任されることができる。

(理事長、常務理事の退任及び解職)

第 16 条 理事長及び常務理事の退任及び解職は、退任にあつては第 12 条第 1 項の規定を準用し、解職にあつては同条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。この場合において、同条中「解任」とあるのは「解職」と読み替えるものとする。

(理事の職務)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を忠実に執行する。

(理事長又は常務理事の職務)

第 18 条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 常務理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して本法人の業務を掌理する。

(代表業務執行理事)

第 19 条 理事長に事故あるときは、理事(理事長を除く。)の中から、理事会の議決によりあらかじめ選定した者 1 名が、代表業務執行理事となる。

2 前項の規定により、代表業務執行理事が就任した場合は、代表業務執行理事がその旨を事後理事会に報告するものとする。

3 代表業務執行理事の任期は、第 1 項の規定により代表業務執行理事が就任した時から後任の理事長が就任するまでとする。

4 代表業務執行理事の退任及び解職は、退任にあつては第 12 条第 1 項の規定を準用し、解職にあつては同条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。この場合において、同条中「解任」とあるのは「解職」と読み替えるものとする。

5 代表業務執行理事は、本法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して本法人の業務を掌理する。

(代表権の制限)

第 20 条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、本法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第 21 条 理事長及び常務理事は、3 カ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 第 19 条の規定に基づき、代表業務執行理事が就任した場合は、前項の規定を適用する。

(監事の資格)

第 22 条 監事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項並びに第 46 条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

2 監事は、第 2 条に規定する目的及び第 4 条第 1 項に規定する建学の精神を堅持する者でなければならない。

(監事の選任)

第 23 条 監事は、評議員会の決議により、これを選任する。

- 2 前項に規定する選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
- 4 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 5 監事は、評議員会において、監事の選任について意見を述べることができる。

(監事の任期)

第 24 条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監事のうち任期の満了前に退任した監事の後任として選任された者の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 3 監事は、再任されることができる。

(監事の退任及び解任)

第 25 条 監事は、次のいずれかに該当したときは退任する。この場合において、第 2 号の規定に該当するときは、評議員会の議決を経るものとする。

- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 被選任資格を失ったとき。
- 2 監事が次のいずれかに該当するときは、第 57 条第 3 項の規定による評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき。
 - 3 監事は、評議員会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。
 - 4 監事を辞任する者は、評議員会に出席して、辞任する旨及びその理由を述べることができる。
 - 5 理事長は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその開催の日時及び場所を通知しなければならない。
 - 6 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第 26 条 監事は、その総数が第 7 条第 1 項第 2 号に規定する定数の下限を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が就任するまでは、なお監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、前項の定数の下限の 2 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 カ月以内に補充しなければならない。

(監事の職務)

第 27 条 監事は、次に規定する職務を行う。

(1) 本法人の業務を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 本法人の理事の職務執行状況を監査すること。

(4) 本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 本法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況その他監事が必要と認める事項について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

(6) 本法人の業務若しくは財産又は理事の職務執行状況に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること。

(7) 前号に規定する報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(8) 前各号に規定するもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第 7 号に規定する請求があった日から 5 日以内に、当該請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の開催日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、当該請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(常任監事の選定)

第 28 条 常任監事は、監事の過半数の合意を得た上で、理事会の議決を経て、選定する。

(常任監事の任期)

第 29 条 常任監事の任期は、監事の任期とする。

2 常任監事は、再任されることができる。

3 常任監事は、その総数が第 7 条第 4 項に規定する定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の常任監事が就任するまでは、なお監事としての権利義務を有する。

(常任監事の退任及び解職)

第30条 常任監事の退任及び解職は、第25条の規定を準用する。この場合において、同条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「解任」とあるのは「解職」と読み替えるものとする。

(調査権限等)

第31条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うために必要があるときは、本法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則(昭和25年3月14日文部省令第12号)で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第32条 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員報酬)

第33条 本法人は、役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除)

第34条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因、職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から、私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(役員責任限定契約)

第35条 理事(理事長、常務理事及び本法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、金0円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

第5章 理事会

(理事会)

第 36 条 本法人に全ての理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事会の招集及び開催)

第 37 条 理事会は、理事長が招集し、議長となる。ただし、理事長に事故あるときは代表業務執行理事が、理事長が欠けたときは常務理事が招集する。

2 理事会は、定期に開催する。ただし、次のいずれかに該当する場合には、臨時に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事長以外の理事から、理事長に対し、会議の目的である事項を示して請求があった場合

(3) 第 8 条第 3 項の規定に基づく請求があった場合

(4) 第 27 条第 2 項の規定に基づく請求があった場合

3 理事会の招集に当たっては、理事長は、理事及び監事に対して、開催日の 7 日前までに、開催日時及び開催場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、本文に規定する日数を短縮することができる。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手段をとることなく開催することができる。

5 理事長が、第 2 項第 2 号の請求のあった日から 5 日以内に、当該請求の日から 2 週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。

6 第 27 条第 2 項又は前項の規定に基づいて招集された理事会の議長は、当該理事会に出席した理事の互選による。

(理事会の定足数及び議決)

第 38 条 理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、法令又はこの寄附行為若しくは寄附行為細則において、理事総数の過半数を上回る割合を規定する場合は、当該規定による。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決する。ただし、法令又はこの寄附行為若しくは寄附行為細則において、出席した理事の過半数を上回る割合を規定する場合は、当該規定による。

3 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。この場合において、当該理事は、理事総数及び出席した理事の数に算入しない。

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第 39 条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会の議事録)

第 40 条 議長は、法令の定めるところにより、理事会の開催の日時、場所、理事会の議事の経過の要領、当該議事の結果その他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、理事会において記載内容を承認した後、議長、出席した理事の中から互選された者 2 名及び出席した監事が署名しなければならない。

3 前項の議事録は、理事会の開催日から 10 年間、これを事務所に備えておかなければならない。

第 6 章 評議員

(評議員の資格及び構成)

第 41 条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

2 評議員は、第 2 条に規定する目的及び第 4 条第 1 項に規定する建学の精神を堅持する者でなければならない。

3 評議員の過半数は、原則としてキリスト教信者でなければならない。

4 評議員は、次に規定する者とする。

(1) 次に規定する本法人の職員から、理事会で選任した者 6 名

イ 大学の副学長、学部長及び専門職大学院研究科長並びに大学事務組織の長の中から 3 名

ロ 青山学院宗教部長又は合同メソジスト教会に所属する宣教師である者の中から 1 名

ハ イ及びロに該当する者を除く職員から 2 名

(2) 有識者から、理事会で選任した者 4 名

(3) 有識者から、評議員会で選任した者 10 名以上 12 名以下

5 前項第 2 号又は第 3 号に規定する評議員には、青山学院校友(設置学校を卒業した者)で選任時において満 25 歳以上の者を含まなければならない。

(評議員の選任)

第 42 条 評議員は、前条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する評議員にあつては理事会の、同項第 3 号に規定する評議員にあつては評議員会の決議により、これを選任する。

2 評議員の選任は、評議員の年齢、職業、ジェンダー等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

(評議員の任期)

第43条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、評議員のうち任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された者の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の退任及び解任)

第44条 評議員は、次のいずれかに該当したときは、退任する。この場合において、第2号の規定に該当するときは、第41条第4項第1号及び第2号に規定する評議員にあつては理事会の、同項第3号に規定する評議員にあつては評議員会の議決を経るものとする。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 被選任資格を失ったとき。

(5) 第41条第4項第1号に規定する評議員が本法人の職員の地位を退いたとき。

(6) 第41条第4項第1号イに規定する評議員が同項第1号イに規定する役職で当該評議員に就任した時の役職を退いたとき。

(7) 第41条第4項第1号ロに規定する評議員で合同メソジスト教会に所属する宣教師である者が宣教師でなくなったとき。

2 評議員が次のいずれかに該当するときは、当該評議員が第41条第4項第1号又は第2号に規定する評議員にあつては理事会の、当該評議員が同項第3号に規定する評議員にあつては評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。

(評議員に欠員を生じた場合の措置)

第45条 評議員は、評議員が退任することにより、その総数が第7条第5項に規定する定数の下限を下回ることとなったときは、評議員を退任した後も、後任の評議員が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

2 評議員は、その総数が前項の定数の下限を下回ることとなったときは、速やかに補充するものとする。

(評議員の報酬)

第46条 本法人は、評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 評議員会

(評議員会)

第47条 本法人に、全ての評議員をもって組織する評議員会を置く。

(評議員会の職務等)

第48条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次に規定する事項について決定するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 重要な資産の処分又は譲受け(第73条に規定する基本財産のうち重要な資産の処分を除く。)

(2) 多額の借財

(3) 第70条の予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(4) 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更

(5) 収益事業に関する重要事項

(6) 私立学校法第23条第1項第4号又は第16号に規定する事項に係る寄附行為の変更

(7) その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次に規定する事項その他の議決を必要とする事項について議決する。

(1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに規定する事項に関する寄附行為の変更

(2) 私立学校法第109条第1項第1号に規定する事由による解散

(3) 合併

(4) 前3号に規定するもののほか、法令及びこの寄附行為で議決を必要とする事項(理事の行為の差止めの求め)

第49条 評議員会は、理事が本法人の目的の範囲外の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をした場合又はこれらの行為をするおそれがある場合で当該行為によって本法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第32条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、同項の行為によって本法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において同項の請求を行うことを監事に求める旨の議案が否決されたとき又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、前項の理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第50条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによって本法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する

場合には監事)に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を迫及する訴えの提起を求めることができる。

(評議員会の開催)

第 51 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第 52 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の開催日の 30 日前までにしなければならない。
- 4 前 2 項に規定する請求があった場合は、理事長は、第 1 項の規定に基づき、評議員会を招集する。
- 5 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に規定する事項を決定し、評議員及び監事に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限り。)により通知しなければならない。
 - (1) 会議の開催日時及び開催場所
 - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4) 私立学校法施行規則で定める事項
- 6 前項に規定する通知は、開催日の 7 日前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第 53 条 前条第 2 項の規定による請求があった日から 30 日以内の日を評議員会の開催日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- 2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第 5 項各号に規定する事項を決定し、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法(他の評議員の承諾を得た場合に限り。)により通知しなければならない。
- 3 前項に規定する通知は、会議の開催日の 7 日前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第 54 条 第 27 条第 2 項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第 52 条第 5 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する事項を決定し、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

2 前項に規定する通知は、会議の開催日の 7 日前までに発しなければならない。
(招集手続の省略)

第 55 条 前 3 条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続をとることなく開催することができる。
(評議員会の運営)

第 56 条 評議員会に議長を置き、評議員の中から評議員会において選任する。
(評議員会の定足数及び議決)

第 57 条 評議員会は、評議員総数の過半数の評議員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任に係る決議

(2) 私立学校法第 92 条第 1 項に規定する決議

4 前 2 項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

5 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。この場合において、当該評議員は、評議員総数及び出席した評議員の数に算入しない。

6 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。
(評議員会の議事録)

第 58 条 議長は、法令の定めるところにより、評議員会の開催の日時、場所、評議員会の議事の経過の要領、当該議事の結果その他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、評議員会において記載内容を承認した後、議長、出席した評議員の中から互選された者 2 名及び出席した監事が署名しなければならない。

3 前項の議事録は、評議員会の開催日から 10 年間、これを事務所に備えておかなければならない。
(役員の出席等)

第 59 条 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、評議員会に出席し、当該事項について必要な説明をしなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、理事は、評議員会議長の承認を得て、評議員会に出席し、評議員会における議題、議案の内容その他必要な事項について、評議員に対し説明することができる。
- 3 理事長は、必要と認めた場合には、評議員会議長の承認を得て、評議員でない者を評議員会へ出席させることができる。
- 4 前項の規定により、理事長から評議員会への出席を求められた者は、評議員会に出席しなければならない。

第8章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第60条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会計監査人の選任は、毎会計年度行うものとする。

(会計監査人の任期)

第61条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(会計監査人の解任)

第62条 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合において、常任監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任、解任等に関する手続)

第63条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその開催の日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第 64 条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(会計監査人の職務等)

第 65 条 会計監査人は、法令の定めるところにより、本法人の計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次の請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

(3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって本法人が定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うために必要があるときは、本法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は本法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の報酬)

第 66 条 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会が決定する。

(会計監査人の責任の免除)

第 67 条 会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因、職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、会計監査人が賠償の責任を負う額から、私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(会計監査人の責任限定契約)

第 68 条 会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、当該会計監査人が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 0 円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を会計監査人と締結することができる。

第 9 章 予算、事業計画等

(会計年度)

第 69 条 本法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)

第70条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、評議員会の意見を聴いた後、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決を必要とする。

2 本法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、評議員会の意見を聴いた後、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決を必要とする。

3 前2項の規定は、本法人の予算若しくは事業計画又は事業に関する中期的な計画に重要な変更を加えようとするときにも適用する。

第10章 資産及び会計

(資産)

第71条 本法人の資産は、財産目録に記載のとおりとする。

(資産の区分)

第72条 本法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、本法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第73条 基本財産のうち重要な資産は、これを処分してはならない。ただし、本法人の目的遂行のため、やむを得ない場合にのみ、評議員会の議決及び理事会における理事総数の3分の2以上の議決により、その一部に限り処分することができる。

(寄附金品の取扱い)

第74条 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

2 前項の規定にかかわらず、本法人の目的に沿わない条件が付された寄附金品については、これを受けることはできない。

(経費の支弁)

第75条 本法人及び設置学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、寄附金その他の収入をもって支弁する。

(財産の管理)

第76条 本法人の財産は、安全かつ有利な方法によって、管理されなければならない。

(会計)

第 77 条 本法人の会計は、学校法人会計基準(昭和 46 年 4 月 1 日文部省令第 18 号)により行う。

2 本法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び第 82 条に規定する収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。
(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 78 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定は、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても適用する。

(事業報告及び決算)

第 79 条 本法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、前項第 1 号、第 3 号及び第 5 号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、原則として、その全部又は一部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第 80 条 本法人は、毎会計年度終了後 3 カ月以内に役員等名簿(役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第 4 項及び第 87 条第 1 項第 2 号において同じ。)を作成しなければならない。

2 本法人は、この寄附行為及び次の書類を事務所に備えて置くものとする。

- (1) 前条第 1 項各号の書類
- (2) 前項の役員等名簿
- (3) 監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

3 この寄附行為及び前項各号に規定する書類について、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し、又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、本法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ、又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第 81 条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 カ月以内に登記しなければならない。

第 11 章 収益事業

(収益事業)

第 82 条 本法人は、その収益を設置学校の経営に充てるため、次に規定する収益事業を行う。

- (1) 土地家屋賃貸
- (2) 出版
- (3) 保険代理

2 前項の収益事業は、本法人の目的にふさわしく経営されなければならない。

第 12 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 83 条 この寄附行為の変更は、評議員会の議決(私立学校法第 23 条第 1 項第 4 号又は第 16 号に規定する事項に係るこの寄附行為の変更にあつては評議員会への諮問。次項において同じ。)及び理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を経た後、文部科学大臣の認可を受けなければならない。この場合において、前段の理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項に係るものについては、評議員会の議決及び理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を経た後、文部科学大臣に届け出るものとする。

第 13 章 解散及び合併

(解散)

第 84 条 本法人は、次に規定する事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) 本法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号から第 3 号までに規定する事由による解散にあつては、評議員会の議決を経た後、理事会における理事全員の同意による議決を必要とする。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 85 条 本法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける評議員会及び理事会の決議により選定した第 4 条第 1 項に規定する建学の精神に適合した教育事業を行う 1 又は複数の学校法人又は当該教育事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 86 条 本法人が合併しようとするときは、評議員会の議決を経た後、理事会における理事全員の同意による議決を経て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 14 章 補則

(情報の公表)

第 87 条 本法人は、次の各号に規定する場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に規定する事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき又は寄附行為変更の届出をしたとき。 当該寄附行為の内容

(2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき。 これらの書類の内容

2 前項第 2 号の役員等名簿については、その記載事項のうち個人の住所に係る部分を除外して公表する。

(公告の方法)

第 88 条 本法人の公告は、本法人のホームページに掲載する方法により行う。

(寄附行為細則)

第 89 条 この寄附行為の施行に当たって必要な事項は、寄附行為細則の定めるところによる。

附 則

1 1951(昭和 26)年 2 月 27 日文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

2 本法人の組織変更当初の役員は、以下のとおりとし、院長たる理事を除く他の理事の半数の任期を 4 年、他の半数を 2 年、監事は 1 人を 2 年、他の 1 人を 1 年とし、抽籤その他の方法によって決定する。

理事 豊田 實

理事 阿部 義宗

理事 稲葉 浅吉

理事 吉岡 たみ

理事 古坂 崑城

理事 村上 精一

理事 大木 金次郎

理事 C. W. アイグルハート

理事 A. チニー

理事長 眞鍋 頼一

理事 齊藤 宗治

理事 飯島 剛二

理事 長田 鎮吾

監事 都田 恒太郎

監事 大村 勇

- 3 前項の役員のうち理事は、この寄附行為に規定する選任区分により選任されたものとみなし、その任期が満了したときは、その選任区分から後任者を選任する。
- 4 本法人の組織変更当初に選任された評議員の任期は、その半数に限り、この寄附行為の規定にかかわらず、1年とし、選任区分ごとに抽籤その他の方法によって定める。

附 則

1952(昭和27)年9月12日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1953(昭和28)年9月22日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1959(昭和34)年4月3日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1959(昭和34)年5月2日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1961(昭和36)年4月6日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1965(昭和40)年1月25日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1966(昭和41)年1月25日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1969(昭和44)年2月27日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1972(昭和 47)年 4 月 24 日文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1976(昭和 51)年 1 月 9 日文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1976(昭和 51)年 7 月 21 日理事会承認のこの寄附行為は、承認の日から施行する。

附 則

1977(昭和 52)年 11 月 15 日文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1979(昭和 54)年 3 月 14 日文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1982(昭和 57)年 1 月 16 日文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1982(昭和 57)年 7 月 8 日文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1983(昭和 58)年 5 月 26 日文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1986(昭和 61)年 3 月 18 日文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1986(昭和 61)年 7 月 29 日文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1986(昭和 61)年 12 月 23 日文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1988(昭和 63)年 12 月 22 日文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1999(平成 11)年 10 月 22 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、2000(平成 12)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2000(平成 12)年 5 月 24 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、2001(平成 13)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2000(平成 12)年 12 月 21 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、2001(平成 13)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2001(平成 13)年 3 月 9 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

2003(平成 15)年 3 月 28 日 理事会承認のこの寄附行為は、2003(平成 15)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2003(平成 15)年 11 月 27 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2004(平成 16)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2004(平成 16)年 1 月 30 日 理事会承認のこの寄附行為は、2004(平成 16)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2004(平成 16)年 3 月 31 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2004(平成 16)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2004(平成 16)年 11 月 30 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2005(平成 17)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 2006(平成 18)年 3 月 7 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

- 2 前項に規定する施行日より以前に選任された理事及び評議員については、選任時の選任区分を読み替えることにより、それぞれ第8条又は第26条に規定する選任区分により選任されたとみなす。

附 則

- 1 2006(平成18)年3月24日理事会承認のこの寄附行為は、2006(平成18)年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学工学部に置く学科のうち、2000(平成12)年4月1日をもって募集を停止していた経営工学科は、2005(平成17)年9月30日をもって廃止する。

附 則

- 1 2006(平成18)年11月28日理事会承認のこの寄附行為は、承認の翌日から施行する。
- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学工学部に置く学科のうち、2000(平成12)年4月1日をもって募集を停止していた機械工学科は、2006(平成18)年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 2008(平成20)年3月27日理事会承認のこの寄附行為は、2008(平成20)年4月1日から施行する。

附 則

- 1 2009(平成21)年3月26日理事会承認のこの寄附行為は、2009(平成21)年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学国際政治経済学部 to 置く学科のうち、2001(平成13)年4月1日をもって募集を停止していた国際経営学科は、2009(平成21)年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 2009(平成21)年5月28日理事会承認のこの寄附行為は、承認の翌日から施行する。
- 2 第3条第2号に規定する青山学院女子短期大学に置く学科のうち、2006(平成18)年4月1日をもって募集を停止していた児童教育学科は、2009(平成21)年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 2009(平成21)年9月24日理事会承認のこの寄附行為は、承認の翌日から施行する。

- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学法学部に置く学科のうち、2001(平成13)年4月1日をもって募集を停止していた私法学科及び公法学科は、2009(平成21)年3月31日をもって廃止する。

附 則

2012(平成24)年3月13日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

- 1 2012(平成24)年3月23日 理事会承認のこの寄附行為は、2012(平成24)年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学理工学部置く学科のうち、2004(平成16)年4月1日をもって募集を停止していた物理学科及び化学科は、2011(平成23)年3月31日をもって廃止する。

附 則

2015(平成27)年3月26日 理事会承認のこの寄附行為は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

附 則

2016(平成28)年1月20日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

- 1 2017(平成29)年3月23日 理事会承認のこの寄附行為は、2017(平成29)年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学文学部に置く学科のうち、2009(平成21)年4月1日をもって募集を停止していた教育学科及び心理学科は、2017(平成29)年3月31日をもって廃止する。
- 3 第3条第1号に規定する青山学院大学文学部第二部に置く学科のうち、2009(平成21)年4月1日をもって募集を停止していた教育学科は、2017(平成29)年3月31日をもって廃止する。

附 則

2018(平成30)年1月24日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

- 1 2018(平成30)年3月22日 理事会承認のこの寄附行為は、2018(平成30)年4月1日から施行する。

- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学に置く学部学科のうち、2008(平成20)年4月1日をもって募集を停止していた経済学部第二部経済学科及び経営学部第二部経営学科は、2018(平成30)年3月31日をもって廃止する。
- 3 第3条第2号に規定する青山学院女子短期大学に置く学科のうち、2012(平成24)年4月1日をもって募集を停止していた国文学科、英文学科、家政学科、教養学科及び芸術学科は、2018(平成30)年3月31日をもって廃止する。

附 則

2019(平成31)年3月28日理事会承認のこの寄附行為は、2019(平成31)年4月1日から施行する。

附 則

- 1 2020(令和2)年1月30日理事会承認のこの寄附行為は、2020(令和2)年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学に置く学部学科のうち、2011(平成23)年4月1日をもって募集を停止していた文学部第二部英米文学科は、2020(令和2)年3月31日をもって廃止する。

附 則

2020(令和2)年3月25日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020(令和2)年4月1日から施行する。

附 則(2021(令和3)年1月28日理事会承認)

この寄附行為は、2021(令和3)年4月1日から施行する。

附 則(2021(令和3)年2月26日文部科学大臣認可)

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の第26条第1項第2号イ及びロについては、2022(令和4)年4月1日から施行する。

附 則(2022(令和4)年1月27日理事会承認)

- 1 この寄附行為は、2022(令和4)年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学に置く大学院のうち、2018(平成30)年4月1日をもって募集を停止していた法務研究科は、2022(令和4)年3月31日をもって廃止する。

附 則(2022(令和 4)年 8 月 22 日 文部科学大臣認可)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日から施行する。

附 則(2022(令和 4)年 10 月 27 日 文部科学大臣認可)

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日から施行する。
- 2 青山学院女子短期大学は、2022 年 10 月 27 日をもって廃止する。

附 則(2025(令和 7)年 2 月 17 日 文部科学大臣認可)

- 1 この寄附行為は、2025(令和 7)年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 項は 2025(令和 7)年 3 月 31 日から施行し、及び会計監査人及び常任監事に関する規定は、2025(令和 7)年度の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、2025(令和 7)年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する理事又は監事で、理事にあつては私立学校法第 31 条の、監事にあつては私立学校法第 46 条の資格及び構成を満たす者の任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が 2027(令和 9)年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、改正前の寄附行為細則第 48 条第 1 項各号の規定に該当する理事で、2025(令和 7)年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了する者の任期については、その終期を 2025(令和 7)年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。
- 5 この寄附行為の施行の際現に在任する監事のうち常任監事である者は、2025(令和 7)年度の定時評議員会の終結の時をもって、常任監事を退任する。
- 6 2025(令和 7)年 3 月 31 日に在任する評議員で、2025(令和 7)年度の定時評議員会の開催日より前に任期が満了する者の任期については、その終期を 2025(令和 7)年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 7 この寄附行為の施行の際現に在任する評議員(前項の規定が適用される評議員を除く。)のうち、2025(令和 7)年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了する者の任期については、その終期を 2025(令和 7)年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。